MUFG
三菱UFJ信託銀行

MUFG AMサステナブルインベストメント

人権とサステナブル投資

Contents

03 はじめに

04 「ビジネスと人権」とは？

08 なぜ投資家にとって人権は重要なのか？

11 投資家は人権を尊重するために何ができるのか？

17 おわりに

はじめに

企業や投資家の間では、昨今、気候変動に次ぐ重要なサステナビリティ課題として、「人権」が注目されています。欧米を中心に、人権に関する情報開示やデュー・ディリジェンスを義務付ける動きが進んでおり、人権対応は企業にとって喫緊の課題となっています。

国連が発行した「ビジネスと人権に関する指導原則」は、投資家を含む、すべての企業に人権を尊重する責任があることを明確に示しています。特に、投資家は、投資先の人権尊重に関する取り組みに影響力を行使できる立場にあり、人権問題の解決に向けて、重要な役割を果たすことができると考えられています。

しかし、一部の投資家を除いて、投資判断に人権の要素を考慮したり、投資先企業との対話などを通じて人権尊重の取り組みを促進したりする投資家は少数であると言われています。言い換えると、2011年に指導原則が策定されてから既に10年以上が経過していますが、多くの投資家がその原則を遵守した行動を実践できておらず、投資家が持つ影響力を十分に発揮できていない状況にあります。

その背景には、気候変動などの環境問題、いわゆるESGの中の「E（Environment）」の領域に比べて、人権問題などの「S（Social）」の領域に対する理解が不足しており、人権問題が投資に与える影響や投資家がどのように人権問題に取り組むことができるかなどについて、投資家の理解が進んでいないことが原因として考えられています。

そこで、本レポートは、そのような投資家の課題を克服し、投資家による人権尊重の取り組みを後押しするために作成しました。本レポートを通じて、投資家が人権問題や人権尊重に関する取り組みを考える上で、何らかの一助になれば幸いです。

※本レポートを通じて、「投資家」とは機関投資家のことを指します。

「ビジネスと人権」とは？

1. 人権の基本概念と国際的な枠組み

国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）

現在、私たちが考えている「人権」の概念は、1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された「世界人権宣言」にその基礎があります。同宣言は、初めて人権保障の目標や基準を国際的に表明した画期的な文書です。

世界人権宣言において、人権とは、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」と定義されています。

世界人権宣言の第1条と第2条は、「すべての人間は、生まれながらにして尊厳と権利とについて平等である」と述べた上で、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と規定しています。

世界人権宣言の内容を条約化したものが、1966年に採択され、1976年に発効された「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（社会権規約：A規約）と「市民的、政治的権利に関する国際規約（自由権規約：B規約）」の2つの国際人権規約です。これら2つの国際人権規約と世界人権宣言を総称して、「国際人権章典」と呼ばれています。

労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とILO基本条約（中核的労働基準）

世界人権宣言と並んで重要な人権に関する国際基準に、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」と「ILO基本条約（中核的労働基準）」があります。同宣言は、1988年の国際労働機関（ILO）総会で採択されたもので、労働者に関する5つの基本的原則及び権利（結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境）を定めています。ILO基本条約（中核的労働基準）は、この5つの基本的原則と権利を条約化したものです。

国際的に認められた人権

国際人権章典と労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言の2つは、人権に関する最も重要な国際規範であり、人権の概念を理解する上での基礎となっています。人権の概念は多岐にわたりますが、国際的に認められた人権とは、少なくとも、これら2つの国際文書に定められた権利や原則のことを指すものと考えられています。

図表1　国際的に認められた人権

	国際人権章典	労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言
例	● 無差別の権利 ● 健康権 ● 十分な生活水準を保持する権利 ● 表現の自由の権利 ● プライバシー権 ● 生活賃金の権利	● 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認 ● あらゆる形態の強制労働の禁止 ● 児童労働の実効的な廃止 ● 雇用及び職業における差別の排除 ● 安全で健康的な労働環境

出所：PRI「投資家が人権を尊重するべき理由およびその方法」、ILO「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」より三菱UFJ信託銀行作成

「ビジネスと人権」とは？

2. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

企業活動のグローバル化が進む中、ビジネスが人権に与える影響について、企業や投資家など、社会全体の関心が高まっています。

企業が人権対応を検討する上で、まず押さえておくべきものは、2011年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」）です。指導原則は、企業に人権尊重の責任があることを初めて明示した画期的な国際文書で、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱で構成されています。また、同原則は、人権に関する様々な規範及び法規制の拠り所として、 OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（以下、「OECD多国籍企業行動指針」）やISO26000（社会的責任に関する手引き）、世界各国の人権デュー・ディリジェンス関連法に反映されており、企業活動において大きな影響力を持っています。

指導原則について、企業や投資家が理解しておきたい要点は、次のとおりです。

① **企業に人権を尊重する責任があることを明示**

指導原則は、人権を保護する義務自体はあくまで国家にあるとしつつ、企業には人権を尊重する責任があることを示しています。

② **すべての企業が人権を尊重する責任を負う**

指導原則は、企業の活動拠点や本拠地、企業規模を問わず、投資家を含む、すべての企業が人権尊重の責任を負うことを明示しています。

③ **人権尊重責任を果たすために企業が取るべき行動を提示**

指導原則は、人権尊重の責任を果たすために企業が取るべき具体的な行動を提示しています。指導原則が企業に要請している具体的な行動の概要は以下のとおりです。

- 人権方針の策定
- 人権デュー・ディリジェンスの実施
- 救済メカニズムの構築

図表2　ビジネスと人権に関する指導原則

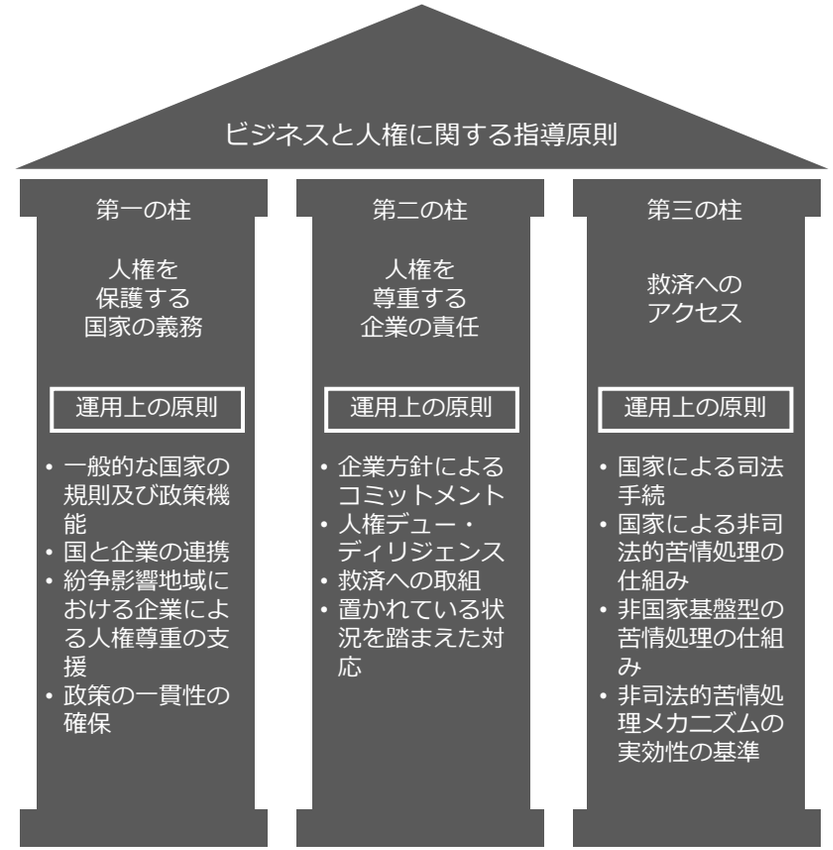

出所：外務省「ビジネスと人権とは？」より三菱UFJ信託銀行作成

「ビジネスと人権」とは？

3. 企業が対応すべき人権リスク

人権リスクとは、企業活動が人々の人権に負の影響を与える可能性のことを指します。このリスクには、差別やハラスメント、強制労働、児童労働、地域住民への悪影響などが含まれます。

人権リスクを放置した場合、業績の悪化や企業価値の毀損など、重大な事業（経営）リスクに繋がる可能性があります。そのため、人権リスクへの適切な対応は、企業や投資家にとって重要な課題となっています。特に、企業活動のグローバル化が進む中では、自社のオペレーションだけでなく、サプライチェーン全体を通じて、人権リスクの軽減及び予防に取り組むことが必要となります。

人権リスクと事業リスクは本質的には異なる概念ですが、両者は密接に関連しています。企業が人権尊重に取り組む際には、その違いを認識した上で、ライツホルダー（負の影響を受ける人々）の視点からリスクを考慮することが求められます。

企業は、右図表に示すような人権リスクに対応する必要があります。

図表3　企業が対応すべき人権リスク

パワハラ	強制労働
セクハラ	児童労働・こどもの権利
マタハラ・パタハラ・ケアハラ	プライバシーの権利
差別的対応・差別的表現	知的財産権
労働安全衛生	表現の自由
過剰・不当な労働時間	居住移転の自由
賃金の不足・未払い	消費者の安全と知る権利
結社の自由・団体交渉権	先住民・地域住民の権利
サプライヤー管理の不徹底	賄賂・腐敗
外国人労働者の権利	テクノロジー・AIに関する人権問題
ジェンダー（性的マイノリティを含む）に関する人権問題	環境・気候変動に関する人権問題
知的財産権	サプライチェーン上の人権問題
紛争等の影響を受ける地域における人権問題	救済へアクセスする権利

出所：法務省「今企業に求められる『ビジネスと人権』 への対応」、羽生田慶介著「すべての企業人のためのビジネスと人権入門」より三菱UFJ信託銀行作成

「ビジネスと人権」とは？

4. 人権と持続可能な開発目標（SDGs）

2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下、「2030アジェンダ」）」は、2030年までに国際社会が達成すべき17の目標（SDGs）を掲げています。17の目標には、貧困や飢餓、保健、教育、ジェンダー、労働、水、生産と消費、エネルギー、気候変動など、世界が直面する様々な課題が含まれていますが、これらはどれも「人が生きること」と密接に関連しており、人権を尊重することなくして達成することはできません。つまり、昨今、多くの企業や投資家がSDGs達成への貢献を目標に掲げ、様々な活動をしていますが、それらはすべて人権の保護や尊重にも繋がる取り組みであると言えます。

2030アジェンダには、「誰一人取り残さない」や「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」など、数多くの人権尊重への言及が含まれています。

人権とSDGs

誰一人取り残さない

「この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。」（「2030アジェンダ」パラグラフ4）

世界人権宣言

「我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由を尊重、保護及び促進する責任を有することを強調する。」（「2030アジェンダ」パラグラフ19）

ビジネスと人権に関する指導原則

「民間企業の活動、投資、イノベーションは、生産性を高め、包摂的な経済成長と雇用創出を進める重要な要因である。我々は、小企業から協同組合、多国籍企業までを含めた民間セクターの多様性を認識している。我々は、すべての企業に対し、持続可能な開発における課題解決のために創造性とイノベーションを発揮することを求める。我々は、ビジネスと人権に関する指導原則、ILOの労働基準、子どもの権利条約、及び多国間の主要な環境関連協定等の締約国において、これらの国際的な基準、協定や関連する取り組みに従って労働者の権利や環境、保健に関する基準を遵守しながらダイナミックかつ十分に機能する企業セクターを促進する。」（「2030アジェンダ」パラグラフ67）

出所：ヒューライツ大阪「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」より三菱UFJ信託銀行作成

なぜ投資家にとって人権は重要なのか？

1. 人権リスクは事業リスクに繋がる

企業が人権リスクに適切に対応せず、それを放置した場合、業績（売り上げとコスト）や企業価値に負の影響を及ぼす可能性があります。

例えば、企業による人権侵害が発覚した場合、企業は、不買運動や取引停止、業務停滞、事業停止、輸入禁止及び入札停止などの事業リスクに直面することが想定され、これらはすべて売り上げの減少に繋がります。

また、人権リスクの顕在化は、罰金の発生や訴訟対応、採用力・人材定着率の低下を招き、事業コストの増加に繋がります。

さらに、人権侵害への稚拙な対応は、企業の評判及びブランドイメージの低下や株価下落などを通じて、長期的な企業価値に悪影響を及ぼします。

このように、人権リスクへの不適切または不十分な対応は、様々な事業リスクを企業にもたらし、その結果として、業績や企業価値の悪化に繋がる可能性があります。そのため、投資家は投資先企業の人権対応を評価・分析し、投資判断に考慮することが重要となります。また、投資家は、投資先の企業価値の毀損を防ぐためにも、企業との対話を行うなど、投資活動全体を通じて、企業活動による人権への負の影響を軽減及び予防する取り組みを行うことが必要です。

図表4　人権リスクが事業リスクに繋がる例

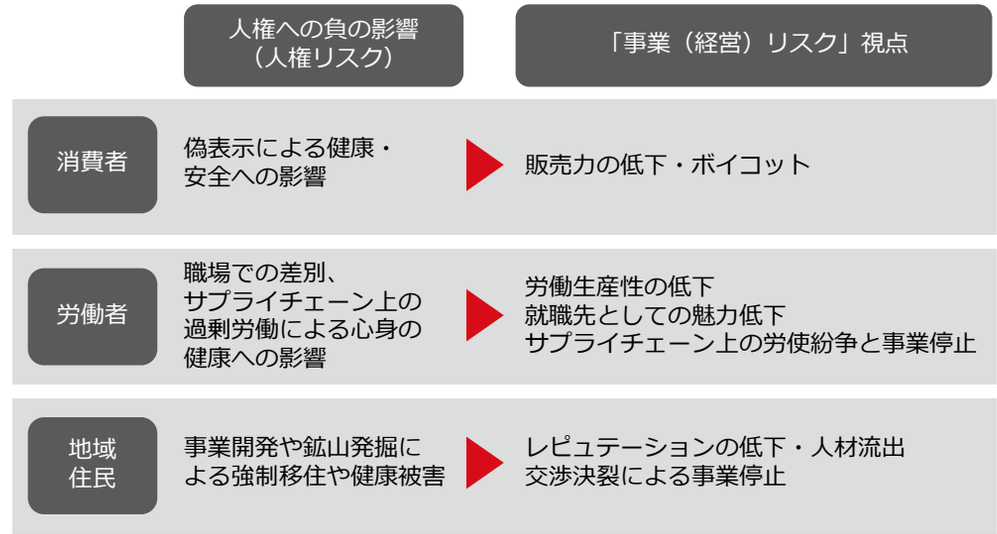

出所：ILO「機関投資家向け『ビジネスと人権』ガイド」より三菱UFJ信託銀行作成

システムレベル・リスク

機関投資家は、多額の資金を市場全体に投資しているため、人権に関するシステムレベル・リスクに晒されています。システムレベル・リスクとは、特定の企業やセクター、地域を超えて社会全体に影響を及ぼすような構造的なリスクのことです。その具体例としては、気候変動や環境汚染、自然・生物多様性の喪失、不平等と格差の拡大などが挙げられます。

昨今、先進国を含む多くの国で富の一極集中や貧富の格差が拡大しています。気候変動や自然喪失はこのような不平等や格差に拍車をかけており、特に貧しい人々や社会から取り残された人々の人権に深刻な負の影響を及ぼしています。また、不平等や格差が拡大し、人権が保障されない社会では、人的資本や社会の結束力が失われ、気候変動対応・対策の進展が阻害され、政治や経済、社会、金融市場の不安定化に繋がり、投資パフォーマンスに影響を与える可能性があります。

なぜ投資家にとって人権は重要なのか？

2.　人権尊重は企業価値の向上に繋がる

企業が人権リスクに適切に対応し、人権尊重に取り組んだ場合、業績や企業価値に好影響を与える可能性があります。

例えば、企業が人権に関する取り組みを推進・強化し、取引先の人権に関する調達基準を充足することは、新しい顧客の開拓や既存顧客との関係強化に繋がるなど、売り上げが増加する要因となります。

また、誰もが働きやすい職場環境を整備することは、従業員の生産性の向上や採用力・人材定着率の向上、人的資本の構築・強化、強靭なサプライチェーンの構築に繋がります。その結果、事業コストの減少を通じて、企業業績に正の影響をもたらす可能性があります。

さらに、人権尊重への取り組みは、企業の評判・評価及びブランドイメージの向上や株価の上昇に繋がる可能性もあります。

このように、企業の人権尊重に関する取り組みは、長期的な企業価値の向上に繋がります。そのため、投資家は、人権尊重と企業価値の関係性を理解した上で、投資先企業の価値創造に繋がり得る人権尊重への取り組みを促進することが重要です。

図表5　人権尊重への取り組みが企業価値向上に繋がる例

	人権尊重への取組み	企業（価値）への還元
消費者	消費者の安全と知る権利に沿い、生産過程での環境/社会配慮に関する発信	販売意欲の増加・商品の継続的な支援へ
労働者	職場のダイバーシティー促進、安全衛生、権利向上に向けた職場対話	心理的安全性と労働生産性の向上、人材採用力の増加・質の高い雇用創出
地域住民	地域社会の持続可能性を考慮した事業開発ビジョン策定に向けた地域住民の参画呼びかけ	計画に沿った事業操業が可能に信頼があるために追加リスク浮上の回避

出所：ILO「機関投資家向け『ビジネスと人権』ガイド」より三菱UFJ信託銀行作成

なぜ投資家にとって人権は重要なのか？

3. 国際規範

指導原則やOECD多国籍企業行動指針などの国際規範は、投資家を含む、すべての企業に人権尊重の責任があることを示しています。これらの国際規範に法的拘束力はありませんが、ビジネスと人権に関する事実上の国際基準となっており、企業活動を行う上で無視できないものとなっています。指導原則に示された企業の人権尊重責任が投資家にも適用されることは、2013年に国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が明確にしており、投資家も、これら国際規範に基づいて事業活動及び投資活動を行うことが必要となっています。

4. 法的枠組み

1．人権デュー・ディリジェンス関連法令

これまで企業の人権対応は、各種国際規範に基づく企業の自主的な取り組みに任せられていました。しかし、自主性だけに任せた結果、企業の人権対応にあまり変化や進展が見られませんでした。そのような状況を危惧して、近年、欧米諸国を中心に人権デュー・ディリジェンス（人権DD）関連法令の制定が相次いでいます。これら法令は、指導原則などを参考にして作られており、下の図表のような特徴があります。

企業や投資家にとって、法令違反は重大な事業リスクとなる一方、その対応強化は国際的な競争力の維持・向上に繋がります。

2．輸入規制

また、人権DD関連法令のほか、企業は各国の輸入規制にも注意を払う必要があります。なぜなら、人権侵害に加担している可能性がある製品に対して、輸入規制を設ける動きが各国で活発になっているからです。その代表例としては、2021年にアメリカで制定された「ウイグル強制労働防止法」が挙げられます。同法は、新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止にしています。

3．金融機関を対象とした開示規制

さらに、一部の国や地域では、投資家を含む、金融機関を対象とした人権関連法令が制定されています。例えば、EUのサステナブルファイナンス開示規制（SFDR）は、機関投資家を含む、金融市場参加者に対して、会社単位及び金融商品単位でサステナビリティ関連情報の開示を義務付けています。その中には、人権関連の項目も含まれています。

図表6　各国人権デュー・ディリジェンス関連法令の特徴

- 外国の企業も適用対象になり得る
- 企業による人権対応を義務化し、違反には罰則が科される場合がある
- 罰則規定がない場合でも、訴訟問題に発展するリスクがある
- 海外に現地法人がない場合でも、取引関係などを通じて各国法の影響を受ける
- 法令には「説明（報告・情報開示）重視」型と「実行重視」型がある

出所：羽生田慶介著「すべての企業人のためのビジネスと人権入門」より三菱UFJ信託銀行作成

図表7　各国人権デュー・ディリジェンス関連法令の例

- カリフォルニア州サプライチェーン透明法（アメリカ）
- 現代奴隷法（イギリス）
- 親会社と発注企業の注意義務に関する法律（フランス）
- 現代奴隷法（オーストラリア）
- 児童労働デュー・ディリジェンス法（オランダ）
- サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法（ドイツ）
- 紛争鉱物および児童労働に関するデュー・ディリジェンス法（スイス）
- 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（EU）

出所：各種資料より三菱UFJ信託銀行作成

投資家は人権を尊重するために何ができるのか？

1. 人権方針を策定する

人権尊重に向けて投資家が最初に取り組むべきことは、人権方針の策定です。人権方針の策定は、企業として自社の人権尊重の責任をどのように理解し、取り組んでいくのか、また自社従業員や取引先、ビジネスパートナー、投資先企業に何を期待するのかなどを方針に明記し、社内外に表明することです。人権方針の策定は、人権リスクの管理に役立つだけでなく、ステークホルダーからの信頼獲得にも繋がります。

人権方針の名称や形式は、投資家によって様々です。例えば、サステナビリティ方針の一部として組み込む場合や投資方針の中に含める場合、独立した方針として策定する場合などがあります。ただし、人権方針の策定にあたっては、5つの要件（指導原則16）を満たしていることが重要であると考えられています。特に、投資家が策定する人権方針には、会社・組織全体に関するものに加えて、投資活動に関する内容を明記することが期待されています。具体的には、人権尊重の視点を投資理念や投資戦略、スチュワードシップなどの投資活動に、どのように組み込むのかを明示することが期待されています。

人権方針の策定に必要な5つの要件

1. 企業の経営トップが承認していること
2. 社の内外から専門的な助言を得ていること
3. 従業員、取引先及び、製品やサービス等に直接関与する関係者に対する人権配慮への期待を明記すること
4. 一般公開され、全ての従業員や、取引先、出資者、その他関係者に向けて周知されていること
5. 企業全体の事業方針や手続に反映されていること

出所：国連「ビジネスと人権に関する指導原則」より三菱UFJ信託銀行作成

投資家は人権を尊重するために何ができるのか？

人権尊重に関する取り組みを管理・推進する体制を構築する

人権方針で示した内容が組織および投資活動全体に適用され、実行に移されるためには、人権尊重に関する取り組みを管理及び推進する体制を構築する必要があります。そのような管理及び推進体制の構築に向けた行動としては、以下の取り組みが考えられます 。

- 組織全体の方針やリスク管理、ガバナンスシステムに人権方針に記載した内容を組み入れる。
- 人権方針の実施責任や説明責任を明確にして、人権尊重の取組状況に対する評価またはインセンティブ制度を整備する。
- 人権方針で示した取り組みの実施状況について、取締役会が経営層から報告を受け、監理できる体制を整備する。
- 人権尊重に関する取り組みを実行するために必要なリソース（人、物、金、情報など）を割り当てる。
- 全ての役職員及び組織全体で人権に関する理解を深め、取り組みを向上させるための能力開発を行う。
- あらゆる事業パートナー（外部委託マネジャー、投資先企業、格付け機関、調査会社、コンサルタント、その他のサービス提供者など）の選定、関与、監督、見直しに人権尊重の視点を取り入れるための手順を整える。

投資家は人権を尊重するために何ができるのか？

2. 投資活動に人権尊重の視点を組み込む

投資家は、各種の投資手法を通じて、投資先の人権尊重に関する取り組みを投資判断に考慮したり、投資先の人権尊重に関する取り組みに影響を与えたりすることができます。ここでは、投資活動に人権尊重の視点を組み込むための方法として、インテグレーション、スクリーニング、テーマ投資（インパクト投資含む）、エンゲージメント、議決権行使、人権尊重の推進に向けた環境整備と関係者への働きかけを紹介します。

投資戦略（投資判断やポートフォリオの構築）に人権の要素を考慮する

投資判断やポートフォリオの構築を行う際は、以下の3つの手法を用いて人権の要素を考慮することができます。

1. インテグレーション

インテグレーションとは、投資の意思決定プロセスにESGの要素を組み込み、投資のリスク・リターンの向上を目指す投資手法です。

アナリストやファンドマネージャーなどは、投資先企業との対話や外部のESGデータプロバイダーなどから得た情報を用いて、投資先の人権に関する取り組みを評価及び分析し、投資判断に活用することができます。

2. スクリーニング

スクリーニングとは、ESGに関する一定の基準や優先順位、価値観、倫理に基づいて投資先の選定やポートフォリオの構築を行う投資手法です。スクリーニングの方法としては、一定基準に満たない投資先をファンドやポートフォリオから除外するネガティブスクリーニングやESGの評価が優れている企業を投資先として選定するポジティブスクリーニング、国際規範に照らして投資先を判断する国際規範スクリーニングがあります。

運用機関は、投資先の人権尊重に関する取り組みや各種人権に関する国際規範への遵守状況を踏まえて、投資判断を行うことができます。

3. テーマ投資（インパクト投資含む）

テーマ投資（インパクト投資含む）とは、財務的なリターンに加えて、環境や社会の課題解決に貢献するテーマや資産に投資、あるいは、環境や社会にポジティブな影響を与えることを目的とした投資手法です。

投資家は、環境及び社会課題の解決に貢献するテーマや資産への投資を行うことで、人権課題の解決や人権尊重の促進、人権への負の影響の軽減を図ることができます。インパクト投資を行う場合、投資家は、どのような社会的及び環境的変化を意図し、実際にどのような成果を創出できたのかを定量的に示すことが期待されます。

投資家は人権を尊重するために何ができるのか？

2. 投資活動に人権尊重の視点を組み込む

スチュワードシップ

スチュワードシップとは、投資家が、現在または潜在的な投資先または発行体、政策立案者、サービス・プロバイダーまたはその他のステークホルダーに対して、影響力を行使することにより、顧客と受益者のリターンと利益を左右する長期的な価値 (一般的な経済・社会・環境資産など)を高める取り組みです 。スチュワードシップの具体的な活動として、エンゲージメントや議決権行使、人権尊重の推進に向けた環境整備と関係者への働きかけなどがあります。

1. エンゲージメント

エンゲージメントとは、企業の持続可能性やESG課題、リスクと機会などについて、投資家と投資先企業の間で行われる建設的かつ長期的な対話のことです。エンゲージメントの目的は、持続可能な企業行動やサステナビリティ課題への対処を促すことで、長期的な企業価値及び運用資産価値を高めることです。

投資家は、エンゲージメントを通じて、投資先企業が直接的に引き起こしている、または、間接的に助長及び関与している人権への負の影響に対して、それらを特定、是正・軽減、予防するように促すことができます。エンゲージメントの具体例として、投資家はミーティングや電子メール、手紙などを用いて、投資先企業の人権尊重に関する取り組みの改善や強化を促進することが可能です。また、エンゲージメントは、一社の投資家が単独で行う場合と複数の投資家が協働で行う場合（協働エンゲージメント）があります。

2. 議決権行使

議決権行使とは、上場株式の投資家が企業の株主総会などで、議案を提出（株主提案）、あるいは、提出された議案に対して賛否の意思を表明することを指します。

投資家は、指導原則の期待事項を反映した議案の提出または議案の支持を行うことで、投資先企業の人権尊重に関する取り組みを促進することができます。また、投資家には自社の人権方針やコミットメントを反映した議決権行使基準を策定することも期待されています。

2. 投資活動に人権尊重の視点を組み込む

スチュワードシップ（前頁からの続き）

スチュワードシップとは、投資家が、現在または潜在的な投資先または発行体、政策立案者、サービス・プロバイダまたはその他のステークホルダーに対して、影響力を行使することにより、顧客と受益者のリターンと利益を左右する長期的な価値 (一般的な経済・社会・環境資産など)を高める取り組みです 。スチュワードシップの具体的な活動として、エンゲージメントや議決権行使、人権尊重の推進に向けた環境整備と関係者への働きかけなどがあります。

3. 人権尊重の推進に向けた環境整備と関係者への働きかけ

投資家は、政府・政策立案者やサステナビリティに関する開示基準設定機関などの関係者に働きかけることによって、人権を尊重・保護するための環境づくりに貢献することができます。例えば、政府に対して人権尊重に関する法規制の導入及び強化を要求することや、開示基準設定機関に対して人権に関する開示事項の策定を要請することなどが考えられます。人権課題が発生する過程や背景には、社会的あるいは構造的な問題が関係していることがあり、一社では対処できない場合があります。そのため、投資家には、投資先企業に対するエンゲージメントだけでなく、それ以外の関係者に対しても働きかけを行うことで、インベストメント・チェーン全体で人権尊重に関する取り組みを推進することが期待されています。

投資家が影響力を行使できる関係者として、以下の対象が考えられます。

- 政府／政策立案者
- 情報開示基準設定機関
- データ・サービスプロバイダー／格付け機関
- 証券取引所
- インデックス・プロバイダー

投資家は人権を尊重するために何ができるのか？

3.　人権尊重に関する取り組みを開示する

　指導原則が示す人権尊重の責任を果たすという観点で、投資家にはサステナビリティ・レポートやアニュアル・レポート、サステナブル投資レポート、スチュワードシップ・レポートなどの報告書を通じて、人権方針や投資活動など、自社の人権尊重に関する取り組みを関係者に対して定期的に報告及び開示することが期待されています。

　また、近年、人権分野を含む、サステナビリティ関連情報の開示が各国で義務化される動きが増えています。例えば、EUのSFDRやEUタクソノミーは、機関投資家を含む金融市場参加者を対象に、サステナビリティに関する情報開示を義務付けています。同規則において、投資家には、自社の投資活動及び運用資産が指導原則やOECD多国籍企業行動指針に準拠していることを説明・開示する義務があります。このように、各国の法令を遵守する観点でも、投資家は人権尊重に関する取り組みを開示することが必要となっています。

おわりに

本レポートでは、ビジネスと人権の基本概念や関係性を述べた上で、投資家にとっての人権の重要性と、投資家による人権尊重への取り組みについて解説しました。

指導原則に示されているとおり、投資家を含む、すべての企業には人権を尊重する責任があります。その責任を果たすために、企業や投資家は人権の概念やビジネスとの関係性を理解し、人権尊重に取り組む必要があります。

人権尊重への取り組みは、企業や投資家にとって、国際規範や法令の遵守だけなく、企業価値や投資パフォーマンスにも影響を与える重要な要素です。人権対応の失敗は、事業リスクを招き、企業価値の毀損に繋がります。一方、人権尊重への取り組みは、長期的な企業価値の向上に寄与します。

投資家は、人権方針の策定や投資活動に人権尊重の視点を組み込むこと、そして、適切な情報開示を通じて、人権尊重を推進し、社会課題の解決に貢献することができます。特に、投資家には、投資戦略に人権の要素を考慮し、スチュワードシップを通じて投資先企業などに影響力を行使することができる立場にあり、インベストメント・チェーン全体で人権尊重の取り組みを推進することが期待されています。

欧米を中心に進むビジネスと人権に関する法規制の制定や強化の流れは、今後それ以外の国々にも拡大し、加速していくことが予想されます。その結果、企業による人権の取り組みや開示が進展し、企業活動が人権に与える負の影響、また、人権リスク・課題が企業活動や投資に及ぼす影響がより明確に認識されるようになると考えられます。このことは、投資家にとっての人権の重要性がより一層高まることを示唆しています。

投資家としては、このような環境変化や多様化・複雑化する人権課題への理解を継続的に深め、その知見を投資活動に反映していくことが今後益々重要になると考えられます。

三菱UFJフィナンシャル・グループの資産運用会社協働で MUFG AM サステナブルインベストメントとしてサステナブル投資を推進しています

私たちは、世界経済をより良いものにしながら、社会への貢献とお客さまへのリターンの還元に寄与することができると考え、サステナブル投資を通じた環境・社会課題の解決やサステナビリティの実現に向けて取り組んでいます。「私たちの投資、サステナブルな未来へ」の理念のもと高い専門性を発揮することで、サステナビリティ課題の解決に貢献してまいります。

MUFG AM サステナブルインベストメントでは、業界や個別企業の分析を行うアナリストとサステナビリティテーマに関する分析を行うリサーチオフィサーとが連携してスチュワードシップ活動を実施しています。リサーチオフィサーによるサステナビリティテーマを取り扱ったレポートや、サステナブル投資の基礎からグローバルに議論される最新のテーマを扱ったコラムも公開しています。

MUFG AMサステナブルインベストメントのウェブサイトはこちら
https://www.tr.mufg.jp/mufgam-su/

アナリスト
個別企業の分析経験や
業界知見を有する専門人材

リサーチオフィサー
サステナビリティテーマに関する
リサーチの経験を有する専門人材

外部専門家
サステナブル投資やサステナビリティ
テーマに関する専門家による助言、
トレーニングを実施

MUFG AM サステナブルインベストメント

三菱UFJ信託銀行	三菱UFJ アセットマネジメント	三菱UFJ 不動産投資顧問	三菱UFJオルタナティブ インベストメンツ	Mitsubishi UFJ Asset Management(UK)
57.3兆円※2	37.5兆円※2	970億円※2	5,470億円※2	1.4兆円※2

※1 MUFG アセットマネジメントは、MUFGグループのアセットマネジメント会社である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社、Mitsubishi UFJ Asset Management （UK） Ltd.、三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社から形成されるブランド名です
※2　2024年3月時点

執筆者紹介

MUFG AMサステナブルインベストメント
役職　リサーチオフィサー
氏名　中村　政之

担当テーマ
人権

MUFGアセットマネジメントでは、リサーチオフィサーとして、サステナビリティ課題の調査・研究およびエンゲージメント業務に従事。会社を代表して、人権に関する各種イニシアティブやプロジェクトに参画。

ご留意事項

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、当社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に掲載している当社の見解につきましては資料作成時におけるものであり、経済環境の変化、相場の変動、年金制度もしくは税制等の変更等により、予告することなく内容を変更することがございますので、予めご了承ください。
- 本資料に記載されている数値は過去のデータや一定の前提値等に基づく分析及びシミュレーションであり、将来の運用成果等を約束するものではございません。また、分析手法、モデル及びシミュレーション手法についても必ずしも完全なものではなく前提値に大きく左右される可能性があり、その内容も情報の提供時から予告なく変わる可能性がありますので、ご留意ください（前提値には当該資料に記載した内容のほか、分析手法、モデル、シミュレーションの内容も含みます）。
- 当社はいかなる場合がありましても、本資料の提供先ならびに提供先から本資料を受領した第三者に対して、直接的、または間接的なあらゆる損害について、賠償責任を負うものではございません。また、本資料の提供先ならびに提供先から本資料を受領した第三者の当社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱UFJ 信託銀行に属し、目的を問わず無断で引用または複製することを禁じております。

三菱UFJ信託銀行株式会社

MUFG AM サステナブルインベストメント

〒105-7322
東京都港区東新橋1-9-1　東京汐留ビルディング
www.tr.mufg.jp/mufgam-su/